

スポーツ参与における性差の社会学的研究

佐藤 志穂　　桑野 豊　　丸山 富雄

キーワード：スポーツ参与、性差、女性学、社会的背景、世界女性スポーツ会議

A sociological study of the effect of gender on sport involvement

Shiho Sato　　Yutaka Kumeno　　Tomio Maruyama

Abstract

The purpose of this study was to examine the problems that women face in sports in Japan. The authors intended to clarify the state that women were facing greater difficulties than men in sport participation and the reasons why men could involve in sports much easier than women.

Materials and references examined in this study were listed in the bibliography. The results could be summarized as following:

In the first place, men are encouraged and given all the support they need in the pursuit of their sporting goals; whereas women are discouraged and hindered in similar pursuits. Facilities are not readily available to women as they are to men, and those facilities that are available are mostly run by men who have neither the interest in nor the knowledge of the needs of women. Sports organizations in Japan are male dominated. Furthermore, most instructors, coaches and leaders are men.

Japanese society also emphasizes the role of women in their families. They are supposed to be happy looking after their family while men are encouraged to pursue their careers whether in sports or works. There are, certainly, women who have optimistically started on their sporting careers but have found overwhelming pressures from their families and societies. Pregnancies and a dire lack of childcare centers virtually force women to give up their sporting careers. As long as these conditions prevail, women are going to have a hard time carrying out a sporting career for themselves. Suggestions derived from this study are (1) more women have to be engaged in top positions, (2) more child care centers have to be established, and (3) young women athletes must be given the same kind of encouragement and support as men.

Key words : gender, sport involvement, social background, sociology of sport, Japanese society

I. はじめに

近年、男女が性別に関わりなく、個性や能力を発揮できる社会の実現に向けての取り組みが高まっている。女性に対する様々な法令や条約が整備され、社会・文化的な性差を取り除こうという動きが、日本でも活発になってきている。

このような動向の中で、スポーツの世界においても社会・文化的な性差を取り除こうとする取り組みが盛んである。しかしながら、女性のスポーツ参与は、生活水準の上昇や生活環境の変化などの影響により増加の傾向にあるが、依然としてスポーツ参与における性差には開きがあるのが現状である。そこで本研究では、女性のスポーツ参与における性差を生み出す社会的要因を明らかにし、今後の女性スポーツの普及・振興の具体策に役立てることを目的とする。

女性のスポーツ参与における性差について、以下のような作業仮説を提示する。女性のスポーツ参与への動向は急速に高まっているが、その差は依然として開いたままで、その原因として、社会・文化的な要因が影響しているものと考える。具体的な内容として、自分の内なる壁、家を出るときの壁、続けていく壁、施設利用の壁、地域社会の壁などがその実施と関係している。

II. 先行文献の検討

これまでの女性とスポーツに関する研究は、競技記録や体力差などのカテゴリー的な研究、または、参加や種目に関する配分的な研究が多くを占めてきた。ここでは、社会学的な見地から論じている文献を取り上げる。

江刺は、現代の日本における既婚女性のスポーツ参与を規定する社会的諸要因を明らかにしている。女性のスポーツ参与は微視的には、女性のライフサイクルにおける母親役割を中心とした役割観と役割遂行によって規定され（女性役割規定）、かつ巨視的には、全体社会における女性観を中心とした思想、教育、家族、政治あるいは経済などの諸制度における女性の社会的地位によって規定される（社会的地位規定）ことを論じている（江刺、1992）。

また、多木は、女性がいかにして差別されているかを論じる以上に、女性のスポーツを男性のスポーツと同様に扱い、その可能性と問題点を指摘すべき時代に入っていると主張している。そして、高度に洗練された効率のよい身体運動とは、男らしさや女らしさといった文化の装飾を出来るだけ排除したところに成り立っているため、あくまで女性性を強調するスポーツはかえって特異なものになるであろうと論じている（多木、1995）。

加野は、女性のスポーツへの参加は、身体の解放につながると同時に、身体の自由を保障し、精神を解放する働きをもっており、今日の男女共同参画型社会の実現に

向けて基底部分を支える役割を果たしていると論じている（加野、1990）。

III. 研究方法

本論文では、女性問題およびスポーツと女性に関する文献研究によって、作業仮説を次の手順によって検証を試みた。スポーツ活動をする上での実質的な性差ースポーツ参与・欲求にみられる性差一を明らかにし、その後、社会・文化的な要因である5つの壁の問題について検討していく。そして、課題と展望では、問題の分析で明らかになった社会・文化的要因—5つの壁ーの解決策について検討していく。

IV. 研究結果と考察

我々は、男性と女性の性の違いだけで性差があると思い込んでいいだろうか。男性は生まれながらにして体格が良く、体力/運動能力が優れており、スポーツが得意であり、いかなる困難にも立ち向かう性質がある一方で、女性は生まれながらにしてか弱く、可憐で、体力/運動能力は劣り、守られる存在であると思はれてはいないだろうか。それらが、神話であり、社会・文化的につくられたものであることは多くの女性学研究者やフェミニスト達が長いときをかけて証明してきた。ここでは、スポーツ活動における現状ースポーツ参与や欲求ーについて明らかにし、その性差が社会・文化的につくられ、強化されていることを5つの壁の視点から検討していく。

1. スポーツ活動の現状ースポーツ参与・欲求にみられる性差の現状について

図1は男性と女性のスポーツ実施状況を示したものである。過去一年間に何らかの運動やスポーツを1回以上行った者の割合は、1965年以降、男性の割合が女性のそれよりも常に10~20%高い値を示している。このグラフが示しているように、女性のスポーツ参与が増加の傾向にあるといつても、依然として参与の男女差には開きがあるのが現状である。

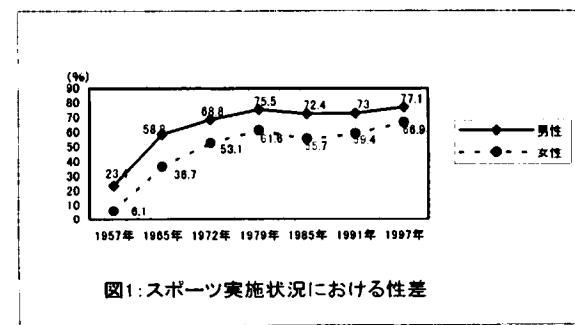


図1:スポーツ実施状況における性差

出典:総理府「体力・スポーツに関する世論調査」1957-1997

そこで、はたして女性はこのスポーツ参与の状況に満足しているのかが疑問になってくる。表1はスポーツ欲求に対する満足度を示したものである。「現状における運動・スポーツ活動に対して満足しているか」をたずねたところ、「運動・スポーツを行っており満足している」者は、男性23.7%に対して、女性14.3%と、ここでも約10%近くの開きがある。一割程度の女性しか、スポーツ活動の現状に満足していない。また、「運動・スポーツを行いたいと思うができない」者は、男性38.2%に対し、女性46.9%と、女性の割合が高い。

女性のスポーツ参与の状況は、男性のスポーツ活動に対する欲求よりも女性のそれを高めていると言えよう。これらのことから、女性のスポーツ参与には、明らかに社会・文化的な制約があり、それらが非常に大きい力を持っているものと思われる。

表1：スポーツ欲求に対する満足度

| | 男性 | 女性 |
|---------------------------|------|------|
| A: 運動・スポーツを行っており満足している | 23.7 | 14.3 |
| B: 運動・スポーツを行っているが、もっと行いたい | 14.6 | 10.8 |
| C: 運動・スポーツを行いたいと思うができない | 38.2 | 46.9 |
| D: 特に運動・スポーツに関心はない | 23.5 | 28 |

出典：SSF 笹川スポーツ財団「スポーツに関する調査」1998

2. 女性のスポーツ参与を阻む社会的要因について—5つの壁について—

マラソンの高橋尚子、柔道の田村亮子、テニスの伊達公子……オリンピックをはじめとする様々な世界大会が開かれ、日本の女性選手の活躍が目立つようになってきた。女性選手が各大会で活躍すると、マスメディアはあたかもそれが日本の女性全てに当てはまるような報道を展開する。「女性スポーツの時代到来」であるともてはやすのである。

東洋の魔女と呼ばれた女子バレーが東京オリンピックで金メダルをとったから、ママさんバレーが盛んになった70年代、80年代は「こころの豊かさ」を求め、生活観が変化し、生涯学習の場で誰もが簡単にスポーツができる機会が提供された。その結果、女性のスポーツ参与の人口が増えた。しかしながら、本当に「女性スポーツの時代」と呼べるにふさわしい時代が到来したのであろうか。

ここでは、以下の5つの壁を定義し、それぞれの持つ解決されるべき問題についての分析を試みた。

1) 自分の内なる壁

自分の内なる壁を、女性のスポーツ活動に対する意識の遅れによる自分自身の壁と定義する。この壁の中では、(1)しつけや教育における問題、(2)女性のスポーツに対するアイデンティティー形成の問題、(3)メディア

によってつくられる女性の身体イメージの問題について検討する。

(1) しつけや教育における問題

図2は子どもたちの遊びの性差を示したものである。小学校5/6年生に「学校が終わってから、家の外ですることは何ですか」とたずねたものである。この調査では、「家の中ですること」もたずねているが、家の外ですることよりも差が少なく、家の外ですることは全体的に男子の割合が多い。

何より驚くことは、「E: ぶらぶら歩く」という行動において、女子は男子の約半分にすぎない。人間の基本動作である「歩く」という行為においてである。つまり、小学校の高学年の時点で、すでに、身体を動かす遊びの形態で性差がはつきりと分かれていることが明らかである。子どもは大人の背中を見て育つという、そのロールモデルとなるべき大人は二分化されたジェンダーの世界に住んでおり、男らしさ/女らしさの役割を受け入れ、演じる。この遊びの差異は、両親、友人、学校、学校の先生、社会からのしつけや教育からの要請を、子どもが受け入れ、それを実行している結果とはいえないだろうか。

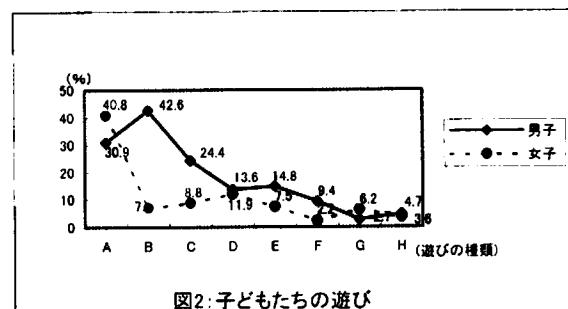


図2: 子どもたちの遊び

- A : 友達としゃべる E : ぶらぶら歩く
- B : ボールで遊ぶ F : 空き缶や石で遊ぶ
- C : 自転車に乗ってうろうろする G : なわとびやゴムとびをする
- D : おにごっこやかくれんぼをする H : 虫をみたり、草や花で遊ぶ

出典：「モノグラフ・小学生ナウ Vol.19-1」ペネッセ教育研究所、1999

(2) 女性のスポーツに対するアイデンティティー形成の問題

女性スポーツ選手の自立の象徴と報道される日本の女子マラソン界の実力は、世界でもトップレベルにある。しかし、日本における女子マラソン選手の行動は、監督/コーチに頼りきりで、師の指示にすがり、選手としてのアイデンティティーの確立ができないでいる。依存度が極めて高く、一流選手においてなお、競技生活の上での自立ができていないと指摘されている（後藤、1983）。しかし、この状況を別の角度から見てみると、女子選手にアイデンティティーの形成を許さないように指導しているのではないだろうかという疑問が残る。

有森裕子は「バルセロナとアトランタ五輪では、私のためにタバコをやめた小出監督に、ゴール後手渡すために、タバコをお守りとして走っていましたが、シドニー五輪に出場したら、普段のアクセサリーをそのままつけて走ります。」(朝日、1999/9/15)と述べている。

また、千葉すずはテレビのインタビューに、「日本のコーチはとてもうるさい。例えば、練習のメニューを出された後、『あとは私の自由に練習をさせて下さい。』と言うと、なれば切れ気味に『わかった、やれるものならやってみろ、どうなっても、俺は責任を持たないぞ。』という。しかし、アメリカのコーチは練習メニューを告げた後は、私のペースや自主性を重んじ、積極的に自由にさせてくれる。」(ザ・スクープ、2000/1/8)と語っている。

日本のスポーツの世界では、監督/コーチの指示や指導は絶対であり、それに対して疑問すらもてない。男性選手であってもしかりである。疑問をもったとしても、彼/彼女達はそれを伝える手段をもたない。とりわけ女性が意見を述べることをよしとしない日本の社会的な雰囲気の中において、彼女達が自立した大人とみなされ、選手の自主性や責任において選手生活を送ることは難しいと言わざるを得ない。

女性選手と他者である監督/コーチとの関係は、お互いの領域に入り込むことによって成り立っている。彼女達は彼らの領域に入り込むことによって、アイデンティティ形成を行い、彼らのアイデンティティに同化し選手生活を送るのである。つまり、お互いを尊重しあい、自分自身のアイデンティティを形成することは認められないと言えよう。

スポーツとは、思い切り身体を動かしたいという欲求を、身体を使って表現することである。ボーラーによれば、男性は主体性として自我を形成するのに対して、女性は必ずどこかで自己を譲り渡し、自己を無化して自我を形成することによって成立しているという。

このようなアイデンティティの形成過程において、女性がスポーツをする際には、男性が必要なのである。このような状況の中で、この欲求を自分の内なる壁から外へ解放し、他者を介せずそのまま行動に移せることが、女性がスポーツに参加するという本来の意味を持つのではないだろうか。

(3) メディアにおける女性の身体イメージの問題

「10代パワーまた低下－運動嫌い・ダイエット 女子落ち込み顕著－」(河北新報、1998.10.10)と大きな見出しが目立った「体力・運動能力調査」の記事では、とくに女子の全般にわたる能力の低下が目立つと述べられていた。また、文部省の「学校保健統計調査」によると、平均身長の変化がほとんどないのにも関わらず、体重が年々減少の傾向にあることが明らかになっている。これ

のことから、自分の身体に対する正確な知識を持たずには、理想である（間違った）身体イメージに少しでも近づくためにダイエットを行う傾向が強いことがうかがえる。

女性雑誌を開けば、必ずダイエットに関する記事を簡単に見つけることができる。最近では運動や体操によるダイエット特集を見ることができるようになったが、ダイエットに関する記事のほとんどが食事/カロリーコントロールによるものである。

さて、日本の女性にとっての均整のとれた美しいスタイルとはいっていいどういったものなのであろうか。女性雑誌では、外国人モデルと日本人モデルを容易に見つけ出すことができるが、彼女達の体型の差は明らかである。生まれつきの体格の差はあるだろうが、日本人モデルは外国人のモデルと比べて、明らかに貧弱な体型をしていることがわかる。女性雑誌に頻繁に出てくるモデルになればなるほど、体型の差は明らかになってくる。つまり、日本人の女性の理想的なスタイルとは、やせている身体なのであろう。メディアや学校教育は、知らず知らずのうちに隠れたメッセージを送っている、つまり「女性=やせている=美しい」というようなイメージを日常のありふれた情報の中で植え付けている。

体格の違いはあっても、体型の違いにおけるその理由としては、外国人のトップモデル達はかかさず運動をすることにあると考える。彼女達は均整のある身体を作るために、専属のトレーナーをつけ、有酸素運動を重要視し、日々身体を磨き上げている。そして、自分自身で得た結果を一つまり、運動することによって鍛えられた均整のとれた肉体－自分自分がモデルとなり、フィットネスの内容を再現し、我々の前に「ビデオ」という形で登場する。思春期の女子のロールモデルになるトップモデルのこの身体観の違いは大きい。このようなことから、諸外国の女性に比べると、日本の女性の身体観は未熟で、基本的な身体文化が根付いていないことがうかがえる。

自分自身の内なる壁の問題は、女性のスポーツに対するアイデンティティ確立の方法が男性のそれとは全く異なる性質を持っており、子どもの頃からの教育やしつけ、メディアによるステレオタイプな身体イメージの植付けによって、強化されているのが現状であると考える。

2) 家を出るときの壁

家を出るときの壁を、女性がスポーツ活動をするにあたって家を出る際に、祖父母、父母や夫に遠慮し、気兼ねしながら外出することや、育児、家事などの社会的制約による壁と定義する。ここでは、(1) 家父長制の意識によってスポーツ参与が制約されている問題、(2) 三歳児育児神話によるライフスタイルの制約の問題、(3) 家庭経営における男性の意識の問題について検討する。

(1) 家父長制の意識によってスポーツ参与が制約されている問題

家父長制は男性が女性を経済的に、性的に、文化的に支配するような家族形態によって引き起こされている。これは、いくつかの全く異なった社会においてみられる。家父長制は非民主的な前近代的な意識の制度の残存であり、現代社会においては未だ、家柄や身分などの過去の「封建体制」の異物である（社会学中辞典、1996）。日本においては、戦前、明治民法における家族制度は祖先から子孫までを含む超世代的な集団を単位とする「家」という集団を家長の権限を中心に統率するものであった。この単位は法律上「戸籍」として表され、各「戸籍」ごとに家長が置かれていたのである。家長の権限を中心に、家という集団を重視する制度であった。そして戦後、日本国憲法は「法の下の平等」と「個人の尊重」を定め、新たな家族原理として「個人の尊厳と両性の本質的平等」をうたい、新憲法との調和を図るために、民法が改正され從来の家族制度は廃止されることになった。

文明の変化による家族形態の変化や、男女の平等が理念的・法的に整備され、女性が男性によって支配されることとは少なくなり、女性に対する偏見や差別意識も薄くなってきた。しかし、その意識は我々が気づかないようなところに今もなお、残っている。

「スポーツをして帰宅が遅れるときには、夕食を用意しておくとか、出かけるときには普段よりよけいに世話をやくとか……きちんと家事をこなした上で、納得してもらって外出する……」（京都、1990/3/24付、強調は筆者による）。

「主婦の立場でスポーツをするには、夫にうまく理解してもらわないとね……たてまえではスポーツは結構、でも本音は自分の所は別……」（京都、1991/3/30付、強調は筆者による）。

夫の部分を祖父母や父母に置き換えることによっても、これらの意見は大家族の女性の意見として成立するだろう。様々な法令や条約が整備されたにも関わらず、お互いの意識の中にはまだまだ捨て去れない何かが隠れているようである。女性が意見を述べた時にはじめてその何かが明確になるのであり、通常それは表面にすら出てこない。女性がスポーツを行う場合、自分の意志や意向によって直接行動に移すことができない傾向にあり、家族間の理解や協力のもとで、はじめてスポーツをするという行為が成り立つといえよう。

(2) 三歳児育児神話によるライフスタイルの制約の問題

「子どもの成長にとって母親の愛情に優るものはない。したがって子どもが小さいうちは、特に三歳までは母親によって家庭で育てられるべきである。」とする考え方を

一度ならずとも耳にしたことがあるだろう。「三歳児神話」には、母性愛神話の中でもとりわけ厚い信仰が寄せられている。平成10年度版「厚生白書」で、三歳児神話は合理的根拠がないと断言された。

三歳児神話には根拠があるのだろうかと疑問を投げかけながら、厚生白書は次のように述べている。三歳児神話は欧米における母子研究などの影響を受け、いわゆる「母性」役割が強調される中で、育児書などでも強調され1960年代に広まったといわれている。そして、「母親は子育てに専念するもの、すべきもの、少なくともせめて三歳ぐらいまでは母親は自らの手で子どもを育てるに専念すべきである。」ことが強調され続けた。しかし、この考え方は歴史的に見て普遍的なものでもないし、ほとんどの育児は父親（男性）によって也可能であり、欧米の研究などでは父親やその他の育児者などの役割にも目が向けられていることを強調し、合理的な根拠は認められない（厚生白書、1998）と結んでいる。

三歳児神話には合理的根拠がないことは明らかになつた。しかし、この神話は民間信仰でも自然発生的に生じたものでもない。むしろ為政者側が意図的に創ってきた面が少なくないのである。合理的根拠のないものを絶対的な真理であるかのように人々に信じ込ませてきたものの正体を探っていくと、この白書で三歳児神話を明確に否定した厚生省自身、過去に三歳児神話の形成に深く関与し、その先導役を果たした一員であったという事実に突き当たる（大日向、1995）。

いつの時代も、子育てはその時代の社会的要請が介入する。つまり、現代の社会的問題である少子・高齢化社会に対する危機感を強め、その社会的要請の先導役をつとめた行政府自身が、自らが政策として打ち出した結果を覆しているのである。

女性のライフスタイルは社会的な要請と表裏一体であることは言うまでもない。女性がスポーツを行いたいという欲求を持っていても、社会的な圧力が直接行動に移せないような根強い力が働いているのが現状のようである。

(3) 家庭経営における男性の意識の問題

日本国憲法においては法の下の男女平等がうたわれ（第14条）、1999年6月には男女共同参画社会基本法が制定された。また国際的にはユネスコの「体育・スポーツに関する国際憲章」（1978年）においても男女平等のスポーツ権が認められている。このように男女の平等が理念的・法的に整備され、女性に対する偏見や差別意識も薄くなり、女性の社会的地位が高まりつつある。

第1回JWSシンポジウムでのカリ・ファステイングの基調講演によれば、女性は一般的に男性よりも余暇時間が少なく、特に働く女性には非常に少ないことを指摘し

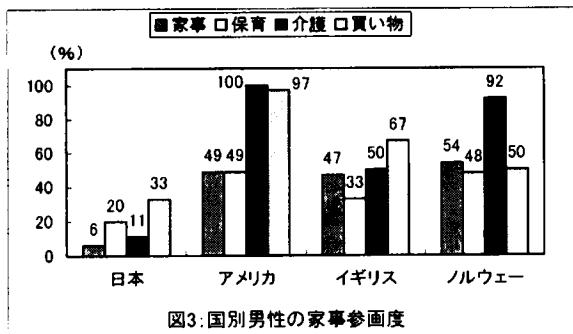
ている。また日本は諸外国に比べて特に少なく、日本の女性がスポーツに参加するために残された時間はほとんどないと予想されると述べている(第1回JWSシンポジウム資料、1999/10/6、p.4-12)。

図3は国別男性の家事参画度を示したものである。先の講演での指摘どおり、日本の男性における家事参画度が全般的に低い。家庭で行われる生産、つまり再生産領域の参加にはかなり消極的であると言わざるを得ない状況であろう。

ボーヴォールは、「女が望むのは家庭生活と職業を両立させるのに身をすり減らすような離れ業を必要としないことである。……女性が自立の道を選ぶためには、男性より大きな精神的努力を必要とするだろう。」と指摘している(ボーヴォール、1997a)。

職業の有無に関わらず、女性が自立の道を選べば様々な壁にぶつかる。その壁を乗り越えるのは強靭な精神力を必要とする。女性が現状のままで、欲求を行為に移そうとすることは、精神的な面でも、現実的な面でもきわめて困難なことである。女性のスポーツ参加という行為は、男性の協力なくては得がたい行為となる。

女性の行動は、少なくとも女性自身の意思や意向が直接行動に反映せず、社会的な要請や制約によって行動範囲が決定されるのであると考えられる。



3) 続けていく壁

続けていく壁を、ライフサイクルを通して、女性特有の生理的変化がスポーツ実施におよぼす影響による壁と定義する。

図4は年齢別にみた女性のスポーツ参与の変化を示したものである。日本の女性のスポーツ参与は、加齢に伴い減少していくが、25~29歳の間でのスポーツ参与率は、30~39歳のそれよりも低いことが特徴である。この現象は、運動の欲求が加齢とともに減少していくといった一般的な考察では説明できないものである(江刺、1992)。

このスポーツ参与における現象は、女性の生理学的特徴の変化—妊娠/出産の経験—を社会的条件—結婚/育児/性役割—が強化した結果であると思われる。この減少は、

明らかにジェンダーによる性差であると考えることができる。

1997年の調査結果では、全体的に増加の傾向にあり、それ以前にみせている女性特有の急激な参加の減少は見られない。日本における特徴として、結婚外でもうける子どもが少なく、そのため初婚年齢、結婚年齢が上昇すればするほど出産経験も遅くなることが挙げられる。つまり、女性の第1子出生における平均年齢(27.8歳/1998)が年々遅くなっていること、母親の年齢別出生数に突出したピークが見られなくなってきたことが影響—第1子出産後、出産する女性が分散した—しているためである。

様々な社会的条件が女性の生理学的变化を強化しており、スポーツ参与を妨げるような影響を及ぼしている。

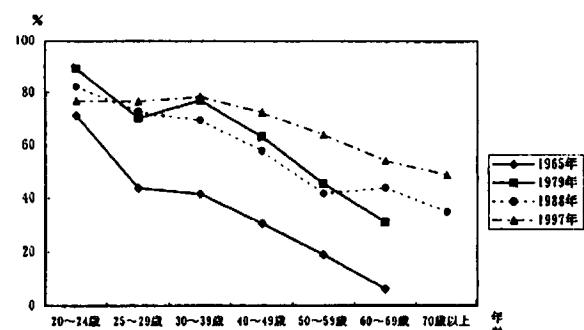


図4：年齢別にみた女性のスポーツ参与の変化

4) 施設利用の壁

施設利用の壁を、施設の貧困さや個人をユニットとするスポーツ活動を受け入れてもらえないという施設の管理・運営上の壁と定義する。

わが国でのスポーツ施設は、ほとんどが競技施設として建設される傾向が強く、クラブとしての配慮が弱い施設であり、個人や家族単位で受け入れてもらえないという施設の管理・運営上の問題が考えられる。

S 体育館の事例

S 体育館は国際的、全国的規模のスポーツ大会、コンサート、ビッグイベントの開催から市民の日常的なスポーツ・レクリエーション活動に至るまで幅広く利用できるようになっている。健康な市民生活づくりのための生涯スポーツ施設として、ひとりひとりが楽しみながらスポーツ・レクリエーションを身近に感じ、競技者相互が交流を楽しめるコミュニティープラザとして利用を提供している。

表2は、女性を対象にしたスポーツ教室についての内容である。昼間のプログラムサービスの内容であるが、女性を対象にした教室が多く、女性向きのプログラムサービスは年間を通して開催されている。各教室における

出席率は70%を超えており、女性がスポーツに参加し始めるに、積極的に参加する傾向がうかがえよう。体育館専属の指導員の男女比も、男：女=5：6であり、ほぼ均等である。

この施設の女性に対するサービスは積極的であり、女性に対するプログラムサービスは充実している。しかしながら、これは日中に行われている内容であるため、仕事をもっている女性には利用しづらいのが現状ではなかろうか。また、子どもを遊ばせておく部屋が一室あるだけで、託児施設がなく子どもを持つ女性にとっても利用しづらいと思われる。しかしながら、これらの点を改善すると、より女性にやさしい施設となるものと思われる。

表2：女性を対象にしたスポーツ教室（平成10年度）

| 種目 | 定員(人) | 申込人数(人) | 出席率(%) |
|-------------|-------|---------|--------|
| バレーボール | 30 | 32 | 68 |
| ジャズ体操 | 70 | 70 | 71 |
| バドミントン | 50 | 50 | 74 |
| エアロビックダンス | 70 | 78 | 76 |
| テニス | 50 | 109 | 76 |
| 水泳 | 60 | 80 | 76 |
| 水中エアロビックダンス | 70 | 84 | 69 |

5) 地域社会の壁

地域社会の壁を、女性の指導者の不足や意思決定の場における女性の不足などによる壁と定義する。現在の社会におけるスポーツ環境は、女性に対して優しい環境がないことを問題と考え、スポーツ環境の整備がいかになされてきたかについて検討する。

表3は、日本におけるスポーツ指導者・組織管理者の実態を示したものである。小笠原は、スポーツの世界における意思決定の場に、女性の役割が極端に少ないことを指摘している。

表3：日本におけるスポーツ指導者・組織管理者の実態

| | | | |
|-----------------------------|----|------|-------|
| 日本の大学の競技スポーツのコーチ (1997年) | 男性 | 250名 | 92.3% |
| | 女性 | 21名 | 7.7% |
| JOC理事(1999年) | 男性 | 22名 | 95.7% |
| | 女性 | 1名 | 4.3% |
| 日本体育協会理事(1999年) | 男性 | 24名 | 96.0% |
| | 女性 | 1名 | 4.0% |

出典：平成11年度女性学・シェンダー研究フォーラム、シンポジウム資料「女性スポーツの現在」、小笠原悦子、1999.8.7

また、文部省生涯スポーツ課長の本間は「女性を取り巻く環境は大きく変化し、女性スポーツへの参加者も確実に増えている。しかし、女性は男性よりも帰属の場が少なく、地域/家庭によるハンディがある。したがって、女性スポーツの振興のためには、施設の整備、指導者、団体、事業の4つの分野での配慮を必要としている。そ

して、これからは特にスポーツ政策において、女性の声を取り入れ反映させたい。」(京都、1999/3/30)と述べている。つまり、これまで男性が中心となってスポーツ環境を整備してきたため、女性に対する配慮がなされてこなかったことを認め、これからはより女性に優しい環境を整備することを提案している。

図5は、現在の日本におけるスポーツ環境を示したものである。男女がスポーツをしているのにも関わらず、スポーツ指導の現場においては指導者のほとんどが男性である。また、スポーツ施設の建設、スポーツ事業の計画、スポーツ政策の決定者においても、男性が大多数を占めている。日本の社会の構造が、男性中心社会であることは言うまでもないが、特に、スポーツの世界は男性を中心発展してきたため、女性が組織に入り込むことは困難を極める。「紅一点」という言葉は、日本のあらゆる組織の状況を的確に説明している言葉といえよう。

いつでも、どこでも、だれでもスポーツに参加できるような環境を整備するためには、女性のスポーツ指導者が増え、女性がスポーツをすることが珍しいことではなく、当然のことであるという環境をつくると共に、意思決定の場に女性の意見を取り入れる必要があることが検討される。

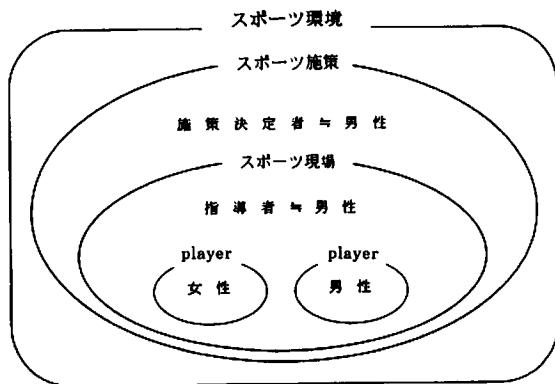


図5：現在の社会におけるスポーツ環境

3. 女性のスポーツ参与への促進条件について

スポーツ活動における現状と問題点、女性スポーツ参与を阻む社会的要因について論じてきた。ここでは、女性スポーツ活動への促進条件を検討したい。

表4は、女性のスポーツ活動への促進条件である。女性は、これらの事柄が解決されればスポーツに参加したいと考えている。この現状は、女性は家庭を守り、家事・育児に専念するといった性役割観や性役割分業が根強く働いており、性役割分業を受け入れている家庭の実体を浮き彫りにしているといえよう。

表4：女性のスポーツ活動への促進条件

| 順位 | 内 容 | (%) |
|----|------------------|------|
| 1 | 一緒にに行う仲間ができれば | 34.7 |
| 2 | 家事・育児が軽減されれば | 34.5 |
| 3 | 身近にスポーツ施設ができれば | 29.9 |
| 4 | 生活費に余裕がでれば | 27.7 |
| 5 | 好みにあったスポーツが見つかれば | 26.8 |

出典：SSF 笹川スポーツ財団「スポーツライフに関する調査」1998

V. 展望と課題

表5は、第1回世界女性スポーツ会議が開催された後の、スポーツ界での女性の地位向上に関する世界の動向である。1994年にイギリスのブライトンで、第1回世界女性スポーツ会議が開催され、「ブライトン宣言」が採択された。この会議は、女子および女性の発展に直接的にも間接的にも影響を与える現存の国際的な組織や宣言などと、横のつながりを持つことの必要性を認識していた。つまり、この会議の開催によって、翌年に開かれた第4回世界女性会議における「北京行動要綱」にスポーツおよび身体活動という項目を掲げさせることとなった。

そして、世界女性会議が開催されたことは、国際オリンピック委員会にも大きな影響を与え、委員会の中に“Women and Sport Working Group”が設立され、これから採用されるオリンピックの新種目に男女の参加を義務づけることとした。

表5：第1回世界女性スポーツ会議後の変容

| | 国連の動き | 国際オリンピック委員会の動き | 女性スポーツ界の動き |
|-------|--|---|----------------------------------|
| 1994年 | | | 第1回世界女性スポーツ会議 イギリス ブライトン宣言 |
| 1995年 | 第4回世界女性会議最終決議書に入りオーバーおよび身体活動という内容の3項目が導入 | ①“Women and Sport Working Group”を設立 ②オリンピック新種目に男女の参加を義務づける | |
| 1998年 | | | 第2回世界女性スポーツ会議 アフリカ(ナミビア) |
| 2002年 | | | 第3回世界女性スポーツ会議 カナダ(モントリオール) |
| 2006年 | | | 第4回世界女性スポーツ会議 日本(熊本) |

このように、世界女性スポーツ会議におけるブライトン宣言は、スポーツにおける女性の地位向上という面で、多大な貢献をしている。2006年には第4回世界女性スポーツ会議が、日本の熊本県で開催されることが正式に決議されている。

このような女性とスポーツの世界的な動向と日本のそれをふまえ、以下の問題を検討していきたい。

図6はアルビン・トフラーの文明論を参考に、文明が女性をどのように位置付けてきたかを示したものである。このような文明の流れの中で、男女平等が法的・理念的

に整備され、女性に対する偏見や差別意識も薄くなり、女性の社会的地位が少しずつ高まり、選択肢が増え、様々な生き方が可能になってきている。しかし、眞の女性解放とは、個人として自立している男女関係が築ける社会において成り立つのではないだろうか。この文明における男女関係をもとに、現代、つまり第三の波における文明のスポーツのあり方を考えてみる。

| 第一の波 <農耕社会> | 第二の波 <産業化社会> | 第三の波 <脱産業化社会> |
|--|--|--|
| 特徴 -「未開人」と「文明人」 などが存在 -教育は二の次 -土地が経済、生活、文化、 家庭構造、政治の基礎 -経済は地方分権的 | -「農業從事者」から 「工業労働者」へ -大衆教育 -中央集権化 -分業化 -巨大化 -ハード化 | -「成熟社会」 -時間的・経済的ゆとり -高学歴化・高齢化社会 -人間性復興の時代 -個性重視の教育 |
| 家族形態 -大家族が一つの 経済単位として 男女が共に働いていた -大家族 | -男性は工場で働き、 女性は家庭の中で家事と 育児に専念するという -男女の役割が分かれた -核家族化 | -男女が両びともに 働くようになる -新しい家族形態が生まれ 家族形態が多様化する |
| 男女関係 -個と自立していない 男女平等(のように見える) | -男性優位、男性中心社会 | -個として自立している 男女平等 |

図6：文明の変化と男女の関係

図7はフロイトの人格理論に基づいたスポーツのあり方を示したものである。idは生物として遺伝的な本能・衝動・欲求であり、すべての心的エネルギーの源泉である。自我はidの一部が現実にふれて変化したもので、現実を認識して順応し、idと超自我を適当に満足させたり、おさえたりする働きをもつ。超自我は両親や権威者のしつけ・教育を内部に取り入れてできたいわゆる良心であり、自我を道徳・規範・理想をもって監視する（心理用語の基礎知識、1973）。

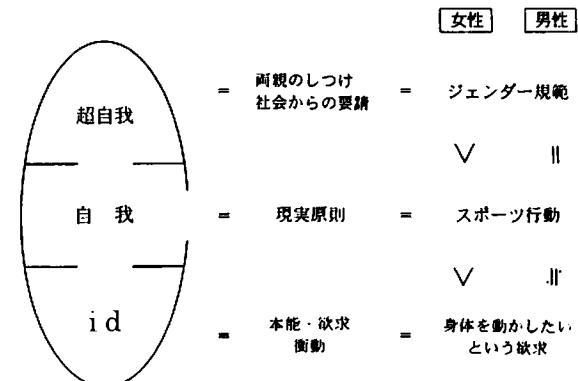


図7：フロイトの人格理論に基づいたスポーツのあり方

これを日本における男女のスポーツのあり方において考えてみる。idは本能・欲求・衝動であり、スポーツ場面においては身体を動かしたいという欲求に相当する。

自我は現実原則でありスポーツ行動に相当する。超自我は良心からのしつけや社会からの要請であり、これはジェンダー規範に相当するものである。そして、そのあり方を男女で比較すると次のようになる。

男性は身体を動かしたいという欲求を持った時、ほぼ抵抗なく現実原則である自我、つまりスポーツ行動に進むことができる。そして、スポーツは一般的に男らしさを追及する装置として役割を果たしてきたため（飯田、1998）、超自我に対しても抵抗を持つことがない。男性にとってスポーツを行うという行為は、なんら葛藤を引き起こすものではなく、自らのアイデンティティーを強化する装置として働いている。一方、女性の身体を動かしたいという欲求は、超自我であるジェンダー規範に相反するものであるため、スポーツ行動に対して抵抗を示す。つまり、女性にとってスポーツをすることは、葛藤を引き起こす行為なのである。

男性の id、自我、超自我はバランスがとれた状態にあり、id と自我、自我と超自我の行き来がスムーズに行われている。それに対し、女性の場合は、id、自我、超自我のバランスが悪く、どちらかというと、超自我の頭でっかちの傾向にある。それは超自我におけるジェンダー規範—女らしく振る舞うことは、しとやかにすることであるといった慣習—が強いために、id と自我、自我と超自我の行き来がスムーズにできないのである。

杉原は、男性文化であるスポーツに女性が参加すると、女性でありながらスポーツの現場では男性的な行動や態度を示すことになるので、葛藤を生じやすくなると指摘している。つまり、男性選手は社会的にも、競技者としても男らしくあることが重要であると考えているが、女性選手は社会的には男性らしさは必要ではないが、競技者としては男性らしさが必要であると考えている。そして、この葛藤を無くすためには、競技以外の場で十二分に女らしく振る舞うように心がけたり、女性らしく競技ができるように工夫するとよいと述べている（杉原、1996）。

しかし、私はこの見解に疑問を残す。なぜならば、それらの工夫はジェンダーの再生産のなものでもないからである。

ボーヴォワールは「身体的な弱さがどれだけ女性を受動的にしているか、そして、その改善のためにスポーツや冒險を通じて得られる自発性、困難を克服する誇りといったものが、若い女性には許されるべきである。なぜならば、女性の身体文化においてだけは、女性は主体として自己主張しているからである。」と指摘している（ボーヴォワール、1997b）。また、加野は、女性のスポーツへの参加とめざましい活躍は、伝統的な女性観である「か弱く、可憐で、受動的な」といったイメージに変化をもたらした。そして、スポーツの参加は身体の解放につな

がると同時に身体の自由を保障することによって、精神の解放をはたしてきたとはいえないだろうかと述べている（加野、1990）。つまり、女性が女性らしくスポーツをするということは、スポーツによって解放された精神—主体性として超越に向かう精神—を、ものの内在におちいっている精神へと引き戻すことになる。これからは、女性選手が葛藤を引き起こさないような“女らしさ”的定義の変革に努力しなければならないだろう。

今後、女性のスポーツ普及、振興を望むならば、文化・社会的な要因である 5 つの壁の解消に向けて取り組むことが必要であろう。また、第三の波である現代社会において、望ましい男女関係を築き、メディアや教育によって作られるステレオタイプな身体観を変え、女性自身がスポーツに対するアイデンティティーを確立することが大切である。女性のスポーツへの参加は、身体の解放につながるための一つの手段として積極的にスポーツを生活の中に取り入れていることが理想であると考える。

文 献

- 1) アルビン・トフラー：鈴木健次ほか訳（1980）第三の波。日本放送出版会：東京
- 2) C.L.ウェルズ：宮下充正ほか訳（1989）女性スポーツの生理学。大修館書店：東京
- 3) 江原由美子（1995）ジェンダーと社会理論。井上俊ほか（編）現代社会学 11 ジェンダーの社会学。岩波書店：東京
- 4) 江刺正吾（1992）女性のスポーツ社会学。不昧堂出版：東京
- 5) フォーラム女性の生活と展望 編（1994）男女共生への指標 図表で見る女の現在。ミネルヴァ書房：京都
- 6) 藤田英典（1993）教育における性差とジェンダー。東京大学公開講座 性差と文化。東京大学出版会：東京
- 7) 月間切抜き体育・スポーツ。アイオーエム：東京
- 8) 後藤新弥（1983）世界の流暢の中の女性スポーツ。体育科教育 12 月号。大修館書店：東京
- 9) 飯田貴子（1998）スポーツとジェンダー。池田勝ほか（編）講座スポーツの現代社会学 1 スポーツの社会学。杏林書院：東京
- 10) —（1995）体力テストとジェンダー。日本体育学会第 46 回体育社会学専門分科会発表会資料
- 11) 井上洋一（1997）『Title IX』の思想に学ぶ—米国における体育・スポーツの機会均等法—。体育科教育 1 月号。大修館書店：東京
- 12) 井上輝子（1992）女性学への招待[新版]。有斐閣選書：東京
- 13) ジョン・マニー、パトリシア・タッカー：朝山新一ほか訳（1979）性の署名—問い合わせられる男と女の意

- 味一. 人文書院：京都
- 14) 加野芳正 (1990) 身体をもったアフロディーテ. スポーツの社会学. 世界思想社：京都
- 15) 金井淑子 (1997) 女性学の挑戦－家父長制・ジェンダー・身体性へ－. 明石書店：東京
- 16) 小松満貴子 (1993) 私の「女性学」講義[第三版]. ミネルヴァ書房：東京
- 17) マーガレット・ミード：田中寿美子ほか訳 (1961a) 男性と女性－移りゆく世界における両性の研究－上. 東京創元社：東京
- 18) － (1961b) 男性と女性－移りゆく世界における両性の研究－下. 東京創元社：東京
- 19) 文部省体育局 (1999) 平成 10 年度体力・運動能力調査報告書.
- 20) 武藤芳照 (1993) スポーツにおける性差. 東京大学公開講座 性差と文化. 東京大学出版会：東京
- 21) 中房敏朗 (1997) 両性文化としてのスポーツ－ニュ－・カルチャー創造の可能性と問題－. 体育の科学 Vol.47-6. 杏林書院：東京, pp.431-435
- 22) 日本婦人団体連合会 (編) (1999) 婦人白書 1999. ほるぷ出版：東京
- 23) 小笠原悦子 (1998) 第 2 回世界女性スポーツ会議. 体育の科学 Vol.48-9. 杏林書院：東京, pp.48-49
- 24) － (1999) 世界女性スポーツ会議とブライトン宣言. みんなのスポーツ 1 月号. 日本体育社：東京, pp.52-54
- 25) 大日向雅美 (1998・1999) “母性愛神話”を問い合わせる. こころの科学 77-88. 日本評論社：東京
- 26) 佐野信子 (1997) スポーツにみる性差－その自然と文化－. 体育の科学 Vol.47-6. 杏林書院：東京, pp.409-414
- 27) シモーヌ・ド・ボーヴォワール：井上たか子ほか訳 (1997a) 決定版 第二の性 I 真実と神話. 新潮社：東京
- 28) － (1997b) 決定版 第二の性 II 体験. 新潮社：東京
- 29) 総理府 (編) (1999) 平成 11 年度男女共同参画白書
- 30) 総理府 (1997) 体力・スポーツに関する世論調査
- 31) SSF 笹川スポーツ財団 (1998) スポーツライフデータ 1998 スポーツライフに関する調査報告書
- 32) 多木浩二 (1995) スポーツを考える－身体・資本・ナショナリズム. ちくま新書：東京
- 33) 上野千鶴子 (1995) 差異の政治学. 井上俊ほか (編) 現代社会学 11 ジェンダーの社会学. 岩波書店：東京
- 34) (財) 日本体育協会 (編) (1986) 女性スポーツ・ハンドブック. ぎょうせい：東京